

成城大学学則

昭和25年2月20日 制定

(文部大臣認可)

第1章 総 則

第1条 本大学は成城学園創業の精神に則り個性の暢達を主眼として広く専門の学芸を研究教授し、広角の視野と高度の教養を具えかつ、豊かな個性を持つ社会の先導者を育成すると共に、文化の発展に貢献することを目的とする。

2 本学各学部の人材育成上の目的は次のとおりとする。

- (1) 経済学部は、経済社会における諸現象を理論的・実証的に把握し、変貌する現実社会に対する洞察力と判断力を養うとともに、事業経営など種々の環境において必要な識見と実践能力を具えた人材を育成することを目的とする。
- (2) 文芸学部は、人間の文化的営為に関する多角的な研究・考察を通じて、豊かな教養、柔軟な思考力、広い視野を修得させ、かつ、それらを基盤にした知的創造性に富み、それをもって社会に貢献しうる人材を育成することを目的とする。
- (3) 法学部は、法的なものの見方・考え方を身につけることをめざし、現代の法律学を体系的に学ぶことによって、深い理解力、確かな判断力、豊かな想像力をもった人材を育成することを目的とする。
- (4) 社会イノベーション学部は、社会に持続した発展をもたらす人間の創造活動であるイノベーションを学問横断的に把握し、社会に対する理解力と創造的な能力、問題発見・解決能力を涵養して、社会に有為な人材を育成することを目的とする。

第2条 本大学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本大学における教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 自己点検・評価の項目、実施に関する組織及び運営等については別に定める。

第3条 本大学は、成城大学と称する。

2 本大学は、東京都世田谷区成城6丁目1番20号に置く。

第2章 学部、学科組織、収容定員及び修業年限

第4条 本大学に次の学部及び学科を置き、その収容定員は次のとおりとする。

(学部)	(学科)	(入学定員)	(収容定員)
経済学部	経済学科	180名	720名
	経営学科	180名	720名
文芸学部	文化史学科	60名	240名
	国文学科	60名	240名
	英文学科	75名	300名
	芸術学科	60名	240名
	マスコミュニケーション学科	60名	240名
	ヨーロッパ文化学科	60名	240名
法学部	法律学科	240名	960名
社会イノベーション学部	政策イノベーション学科	120名	480名
	心理社会学科	120名	480名

第5条 本大学の修業年限は、4年とする。ただし、本大学の各学部の教授会が認めるときは、3年とすることができる。

2 在学年数は、8年を超えることができない。

第6条 本大学に大学院を置く。

2 大学院の学則は、別に定める。

第3章 教 職 員

第7条 本大学に学長、教授、准教授、講師、助教及び事務職員その他を置く。

第8条 本大学に名誉教授を置くことができる。

2 名誉教授に関する規則は、別に定める。

第4章 教授会及び評議会

第9条 本大学に重要な事項を審議するために評議会を、また各学部に教授会を置く。

2 評議会は、次の各号に掲げる評議員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 各学部長
- (3) 大学院各研究科長
- (4) 各学部ごとに選出する専任教授 各3名

3 評議会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 学則その他重要な規則の制定改廃に関する事項

- (2) 学部及び学科、大学院研究科及び専攻並びに附属研究機関の新設改廃に関する事項
 - (3) 教員人事の基準に関する事項
 - (4) 学生定員に関する事項
 - (5) 学生の厚生補導及びその身分に関する重要事項
 - (6) 大学予算に関する事項
 - (7) その他大学運営に関する重要事項
 - (8) 学園理事長及び学園長の諮問事項
- 4 教授会は、各学部の専任の教授をもって組織する。
ただし、必要に応じ学部所属の専任の准教授、講師及び助教を加えることができる。
- 5 教授会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
- (1) 人事に関する事項
 - (2) 学生の入学、修業、休学、復学、退学、除籍、復籍、転学部、転学科、卒業及び賞罰に関する事項
 - (3) 学科課程並びに担任者に関する事項
 - (4) 学科目の履修方法、聴講に関する事項
 - (5) 学長より諮問された事項
 - (6) その他当該学部の教育、研究及び運営に関する重要事項
- 6 評議会及び教授会の規則は、別に定める。

第5章 学年、学期、休業日及び授業期間

第10条 本大学の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第11条 学年は、分けて次の2期とする。

- (1) 前期 4月1日から9月23日まで
- (2) 後期 9月24日から翌年3月31日まで

第12条 本大学における授業を行わない日（以下「休業日」という。）を次のとおり定める。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 創立記念日 5月5日
- (4) 春季休業 3月11日から4月4日まで
- (5) 夏季休業 7月28日から9月23日まで
- (6) 冬季休業 12月25日から翌年1月6日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長は、必要に応じて、臨時に休業日を変更し又は設け若しくは取り止めることができる。

第13条 1年間の授業を行う期間は、定期試験期間その他の期間を含めて、35週にわたることを原則とする。

第6章 教育課程

第14条 本大学各学部において開設する授業科目及び単位数は、別表1のとおりとする。

第15条 削除

第16条 学生は、毎学年の始めに当該学年において履修する授業科目を登録しなければならない。

2 学生は、前項により登録した授業科目以外を履修し、また単位を修得することはできない。

第17条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算する。

- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習については、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、授業科目により30時間の授業をもって1単位とすることができる。
- (3) 実験、実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。

第18条 学生は、本大学を卒業するためには、4年以上在学し、かつ、その所属する学部に応じ、次の各号に定める単位を修得しなければならない。ただし、所属する学部の教授会が、卒業の要件として定める単位を優秀な成績で修得したと認めるときには、3年以上在学した者に、卒業を認めることができる。

(1) 経済学部

基礎科目

基礎科目A群	英語	8単位
	第二外国語	6単位
基礎科目B群	経済学科	4単位
	経営学科	8単位

専門科目

ゼミナール		12単位
専門基礎科目A群	経済学科	6単位
	経営学科	4単位
専門基礎科目B群		8単位
専門選択科目	経済学科	34単位

	自由設計科目	経営学科	32単位
	卒業要件単位数合計	経営学科	46単位
		経営学科	124単位
		経営学科	124単位
(2) 文芸学部			
イ 共通科目			
必修科目			4 単位
選択科目	全学共通教養科目		16単位
	外国語科目		
	主外国語		8 単位
	(ヨーロッパ文化学科においては)		16単位)
	副外国語		6 単位
ロ 学科科目			
必修科目	国文学科		24単位
	英文学科		28単位
	芸術学科		26単位
	文化史学科		24単位
	マスコミュニケーション学科		20単位
	ヨーロッパ文化学科		26単位
選択科目			
演習	国文学科		12単位
	英文学科		20単位
	芸術学科		12単位
	文化史学科		10単位
	マスコミュニケーション学科		2単位
	ヨーロッパ文化学科		16単位
講義	国文学科		24単位
	英文学科		16単位
	芸術学科		20単位
	文化史学科		28単位
	マスコミュニケーション学科		36単位
	ヨーロッパ文化学科		12単位
ハ 共通科目中の選択科目及び自由科目（自由科目については4単位を限度とする）並びに全学科の学科科目について、各学科で指定する限度で、イ及びロに定める単位数を超えて授業科目を履修することにより修得する単位。			
	国文学科		30単位
	英文学科		30単位
	芸術学科		32単位
	文化史学科		32単位
	マスコミュニケーション学科		32単位
	ヨーロッパ文化学科		28単位
卒業要件単位数合計			
	国文学科		124単位
	英文学科		128単位
	芸術学科		124単位
	文化史学科		128単位
	マスコミュニケーション学科		124単位
	ヨーロッパ文化学科		124単位
(3) 法学部			
基礎部門			
教養科目			12単位
外国語科目			
必修英語			2 単位
必修独語又は仏語			4 単位
選択必修英語、独語、仏語			8 単位
他に、教養科目及び選択必修英語、独語、仏語並びに特別外国語、体育実技科目の中から任意に選択した科目			4 単位
卒業要件単位数			合計30単位

専門部門

必修科目		40単位
選択必修科目		20単位
自由選択科目		40単位
	卒業要件単位数	合計100単位

卒業要件総単位数

総計130単位

(4) 社会イノベーション学部

外国語科目	必修	12単位
	選択必修	1単位
基礎科目	必修	8単位
	選択A	12単位
	選択B	4単位
	選択C	4単位
総合教養科目		12単位
専門科目	必修	16単位
	選択A	32単位
	選択B	14単位
学部共通科目		6単位
一般共通科目		4単位

卒業要件単位数合計	政策イノベーション学科	125単位
	心理社会学科	125単位

第7章 教職及び学芸員

第19条 教育職員免許状を得ようとする者は、第18条に規定する卒業の要件を充足し、かつ、教育職員免許法及び同法施行規則に定める科目及び単位を修得しなければならない。

- 2 本大学において開設する教職に関する科目及び単位数は、別表2のとおりとする。
- 3 本大学の各学部学科において取得できる免許状の種類及び教科は、別表3のとおりとする。

第20条 学芸員の資格を得ようとする者は、第18条に規定する卒業の要件を充足し、かつ、博物館法及び同法施行規則に定める科目及び単位を修得しなければならない。

- 2 本大学において開設する学芸員に関する科目及び単位数は、別表4のとおりとする。

第8章 学習の評価

第21条 各授業科目の履修を修了した者には、認定のうえ単位を与える。

- 2 授業科目修了の認定の方法は、平素の成績及び筆記試験又は論文による。ただし、実技、実習、演習などは、平素の成績によって認定することができる。

第22条 試験等の時期は、原則として学期末又は学年末とする。ただし、各授業科目の担当者が必要と認めるときは、臨時に行うことができる。

第23条 当該授業科目について、出席すべき時間数の3分の1以上欠席した者は、当該授業科目修了の認定を受けることができない。

- 2 授業料その他の校納金未納の者は、授業科目修了の認定を受けることができない。

第24条 病気等止むを得ない事情により、試験等を受けることができなかった者に対しては、教授会の議を経て、追試験を行うことがある。

第25条 授業科目の評価は優、良、可及び不可の4段階に区別して表示し、不可は、未修了とする。

第26条 他の大学又は、これと同等以上の学校から転学した学生に対しては、教授会の議に諮り、特定授業科目の履修を免除することができる。この場合学力の検定を行うことがある。

第9章 卒業及び学位

第27条 本大学に4年以上在学し、所属する学部の教授会が、第18条に規定する単位を修得し、かつ、卒業と認定した者に、学士の学位を授与する。ただし、他の大学に在学した年数は、これを通算する。

- 2 本大学に3年以上在学し、所属する学部の教授会が、第18条に規定する単位を優秀な成績で修得し、かつ、卒業と認定した者には、前項の規定にかかわらず、学士の学位を授与することができる。ただし、他の大学に在学した年数は、これを通算する。

第28条 学士の学位には、次の通り専攻分野を附記する。

- 学士（経済学）
- 学士（文学）

学士（法 学）

学士（社会イノベーション学）

第10章 入学、退学、転学及び休学

第29条 入学の時期は、原則として学年の始めとする。

第30条 本大学に入学の資格を有する者は、次のとおりである。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずるもので文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者
- (9) 高等学校に2年以上在学した者又はこれに準ずる者であって、本大学の定める分野において特に優れた資質があると認めた者

第31条 本大学に入学を志願する者は、本大学所定の書類に別表5の入学検定料を添えて提出しなければならない。

2 提出の時期、方法、同時に提出すべき書類等については、別に定める。

第32条 入学は、検定によって、許可を決定する。

2 検定の方法は、別に定める。

第33条 本大学を退学した者が再入学を希望するときは、教授会において選考のうえ、入学を許可することがある。

2 この場合、退学前に修得した単位については、教授会の議を経て、すでに修得したものとして認めることができる。

第34条 本大学及び他大学を卒業し、学士の称号を有する者が、本大学に学士入学を希望するときは、教授会において選考のうえ、入学を許可することがある。

2 学士入学の場合の入学検定料は、別表5のとおりとし、その他必要な手続きは、別に定める。

第35条 本大学に転学を希望する者があるときは、教授会において選考のうえ、入学を許可することがある。

2 転学の場合の入学検定料は別表5のとおりとし、その他必要な手続きは、別に定める。

第36条 本大学に入学を許可された者は、指定の期間内に、入学金その他の校納金及び本大学の指定する書類を提出しなければならない。

2 前項の手続きを怠った者には、入学許可を取り消すことがある。

第37条 病気その他の事由によって退学しようとする者は、保証人連署のうえ、学長に願い出なければならない。病気を理由とする退学願には、医師の診断書を添えなければならない。

第38条 転学部、転学科は、学年の始めに限り選考のうえこれを許可することができる。

第39条 他の大学へ入学又は転学を希望する者は、保証人連署のうえ、学長に願い出、その許可を得なければならない。

第40条 病気その他やむを得ない事由により引続き3ヶ月以上修学することができず、休学しようとする者は、保証人連署のうえ、学長に願い出てその許可を得なければならない。病気を理由とする休学の願には、医師の診断書を添えなければならない。

第41条 休学の期間は当該学年を超えることができない。ただし、特別の事由がある者については更に1年以内の休学を許可することがある。

2 休学の期間は、通算して4年を超えることができない。

3 休学の期間は、在学年数に算入しない。

第42条 休学期間満了のとき、又は休学期間中であってもその事由が消滅したときは学長の許可を得て、復学することができる。

第43条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍することができる。

- (1) 第5条第2項に規定する在学年限を超えた者
- (2) 死亡又は行方不明の者
- (3) 授業料その他校納金を督促しても納入しない者

第11章 入学金、授業料及びその他の校納金

第44条 本大学に入学を許可された者は、別表5に掲げる入学金、授業料及びその他の校納金を納入しなければならない。

2 前項の納入金の納入時期、納入方法等必要な事項は、別に定める。

第45条 本大学の学生は、別表5に掲げる授業料及びその他の校納金を納入しなければならない。

2 前項の納入金の納入時期、納入方法等必要な事項は、別に定める。

第46条 退学もしくは転学をした者、除籍された者、退学を命じられた者及び停学中の者は、当該年度の授業料その他の校納金を納入しなければならない。

2 休学中の者は、当該年度の授業料及びその他の校納金を納入しなければならない。ただし、休学の期間が学期の全期間にわたる場合にはその学期について納入すべき授業料を減額することができる。

第47条 入学金、施設費、授業料のほか、実験、実習費その他教育に必要な費用を徴収することができる。

2 前項に規定する納入金の種類、金額、納入に必要な手続等については、別に定める。

第48条 学生は、在学中に授業料その他の納付金に変更があった場合には、新たに定められた金額を納付しなければならない。

第49条 既納の校納金等は返付しない。ただし、特別の事由がある場合は、この限りでない。

第12章 特待生制度

第50条 人物、学業共に優秀な学生であると認めるときは、選考のうえ、特待生として、授業料の全部又は一部を免除することができる。

第13章 賞 罰

第51条 人物、学業が優秀な学生又は特に推奨すべき行為のあった学生は、これを表彰する。

第52条 学生にして、本大学の規則もしくは命令に背き、又は学生の本分に反する行為があるときは、教授会の議を経て、学長が、懲戒を加える。

2 懲戒は譴責、停学及び退学とする。

第53条 前条の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなくて出席常でない者

(4) 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第14章 委託生、聴講生、科目等履修生及び留学生

第54条 官庁その他の団体の所属員で、当該官庁その他の団体からの委託に基づき本大学において研修することを希望する者（以下この条において「委託生」という。）があるときは、審査のうえ、これを許可することができる。

2 委託生について必要な事項は、別に定める。

第55条 本大学の学生以外の者で、本大学の開設する特定の授業科目の聴講を希望する者（以下この条において「聴講生」という。）があるときは、審査のうえ、これを許可することができる。

2 本大学の学生以外の者で、本大学の開設する特定の授業科目を履修し単位を修得することを希望する者（以下この条において「科目等履修生」という。）があるときは、審査のうえ、これを許可することができる。

3 聴講生及び科目等履修生について必要な事項は、別に定める。

第56条 外国人で、本大学に留学することを希望する者（以下この条において「外国人留学生」という。）があるときは、審査のうえ、これを許可することができる。

2 外国人留学生について必要な事項は、別に定める。

第56条の2 本大学の学生で外国における留学を希望する者については、別に定める。

第15章 図書館、メディアネットワークセンター及び研究室

第57条 本大学に図書その他の文献及び研究資料を蒐集保管し、教職員及び学生の閲覧に供するため図書館を置く。

2 図書館に関する規則は、別に定める。

第58条 本大学に、本大学のコンピュータ、情報ネットワーク及びマルチメディア設備を管理運用することにより、本大学の教育、研究及び事務の業務に供するためメディアネットワークセンターを置く。

2 メディアネットワークセンターに関する規則は、別に定める。

第59条 各学部にて学術研究の便益を図るため研究室を設ける。

2 研究室に関する規則は、別に定める。

第16章 教育施設

第60条 本大学に共通教育研究センターを置く。

2 前項に定めるセンターに関する規則は、別に定める。

第17章 研究施設

第61条 本大学に次の研究所を置く。

(1) 民俗学研究所

(2) 経済研究所

2 前項各号に定める研究所に関する規則は、別に定める。

第18章 厚生保健施設

第62条 教職員及び学生は、別に定める規則に従って、次の施設を利用することができる。

- (1) 医療保健施設及び医療室
- (2) 山岳施設
- (3) 海水浴施設

第19章 学則の改正

第63条 この学則の改正は、教授会及び評議会の議を経て、これを行う。

附 則

この学則は、昭和25年4月1日から施行する。

(中略)

附 則

- 1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 平成13年度以前の入学者については、改正前の学則の定めるところによる。
- 3 学則第4条の規定にかかわらず、平成14年度の入学定員は次のとおりとする。

(学部)	(学科)	(入学定員)
経済学部	経済学科	171名
	経営学科	171名
文芸学部	文化史学科	57名
	国文学科	57名
	英文学科	67名
	芸術学科	57名
	マスコミュニケーション学科	57名
法学部	ヨーロッパ文化学科	57名
	法律学科	228名

附 則

- 1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 平成14年度以前の入学者については、改正前の学則の定めるところによる。
- 3 学則第4条の規定にかかわらず、平成15年度の入学定員は次のとおりとする。

(学部)	(学科)	(入学定員)
経済学部	経済学科	168名
	経営学科	168名
文芸学部	文化史学科	56名
	国文学科	56名
	英文学科	64名
	芸術学科	56名
	マスコミュニケーション学科	56名
法学部	ヨーロッパ文化学科	56名
	法律学科	224名

附 則

この学則は、平成15年9月19日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成15年度以前の入学者については、改正前の学則の定めるところによる。
- 3 学則第4条の規定にかかわらず、平成16年度の入学定員は次のとおりとする。

(学部)	(学科)	(入学定員)
経済学部	経済学科	165名
	経営学科	165名
文芸学部	文化史学科	55名
	国文学科	55名
	英文学科	62名
	芸術学科	55名
	マスコミュニケーション学科	55名
法学部	ヨーロッパ文化学科	55名
	法律学科	220名

附 則

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成16年度以前の入学者については、改正前の学則の定めるところによる。
- 3 前条の規定にかかわらず、この学則第11条及び第12条の規定は、平成16年度以前の入学者についても適用する。

附 則

この学則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成17年度以前の入学者については、改正前の学則の定めるところによる。

附 則

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成18年度以前の入学者については、改正前の学則の定めるところによる。

附 則

- 1 この学則は、平成19年10月30日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成19年度以前の入学者については、この改正前の学則の定めるところによる。

附 則

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成20年度以前の入学者については、この改正前の学則の定めるところによる。

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度以前の入学者については、この改正前の学則の定めるところによる。

別表1 授業科目及び単位数 (省略)

別表2 教職に関する科目及び単位数 (経済学部・文芸学部・法学部)

授 業 科 目	必 修 単 位	選 択 必 修 単 位	選 択 単 位	計
教 育 原 論	4			4
教 育 師 育 心 理 学	2			2
教 育 年 活 動 方 法 研 究	2	2		2
青 年 活 動 方 法 研 究	2	2		2
特 別 活 動 方 法 研 究	2			2
道 徳 指 導 教 育 法 研 究	2			2
生 徒 語 科 教 育 法 研 究	4			4
国 語 語 科 教 育 法 研 究	4			4
英 語 語 科 教 育 法 研 究	4			4
社 会 科 教 育 法 研 究	4			4
地 理 科 教 育 法 研 究	4			4
公 民 科 教 育 法 研 究	4			4
商 業 科 教 育 法 研 究	4			4
独 語 語 科 教 育 法 研 究	4			4
仏 語 語 科 教 育 法 研 究	4			4
独 語 語 科 教 育 法 研 究	3又は5			3又は5
仏 語 語 科 教 育 法 研 究	3又は5			3又は5
国 語 語 科 教 育 法 研 究	3又は5			3又は5
英 語 語 科 教 育 法 研 究	3又は5			3又は5
社 会 科 教 育 法 研 究	3又は5			3又は5
地 理 科 教 育 法 研 究	2			2

教育実習は、実習期間により3単位又は5単位となる。

別表3 教員免許状の種類及び教科

学 部	学 科	免許状の種類	免許教科
経 済 学 部	経 済 学 科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	社 理 歴 会 地 公 民 史
	経 営 学 科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	社 理 歴 会 地 公 商 史 民 業
文 芸 学 部	国 文 学 科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	国 語 語
	英 文 学 科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	英 語 語
	文 化 史 学 科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	社 理 歴 会 地 公 民 史
	ヨ ー ロ ッ パ 文 化 学 科	中学校教諭一種免許状 中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	ド イ ツ 語 フ ラ ン ス 語 ド イ ツ 語 フ ラ ン ス 語
法 学 部	法 律 学 科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	社 理 歴 会 地 公 民 史

別表4 学芸員に関する科目及び単位数（文芸学部）

授 業 科 目	必修単位	選択必修単位	計
生涯学習概論	2		2
博物館学概論	2		2
博物館学各論	4		4
博物館実習		4	4
聴覚教育メデア	2		2
視覚教育メデア	4		4

別表5 入学検定料及び校納金

入 学 検 定 料 35,000円

校納金

1. 入学者

種 目	年 額	納 入 時
入学料	300,000円	入学年度のみ
授業料	780,000円	
施設費	200,000円	
図書整備費	10,000円	

2. 在学者

種 目	年 額
授業料	780,000円
施設費	200,000円
図書整備費	10,000円

平成16年度以前の入学者については、改正前の学則の定めるところによる。